

令和4年度 日本遺産「月の都 千曲」VRコンテンツ制作等業務委託 仕様書

1. 業務名

令和4年度 日本遺産「月の都 千曲」VRコンテンツ制作等業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 業務の目的

本業務は、VRコンテンツの技術を用いて、日本遺産「月の都 千曲」のストーリーや「田毎の月」「中秋の名月」などを再現し、千曲市の「月の都」としての魅力向上と来訪者の満足度向上を図るとともに、千曲市日本遺産センター周辺の地域活性化や誘客拡大につなげることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

4. VRコンテンツのコンセプト

- ・実写・撮影映像を基本としながら、「月の都 千曲」の文化的価値の理解や魅力訴求、来訪者満足度向上の目的において、CGや音声・音楽等を加えた体験型コンテンツとすること。
- ・古来より「月の都」「月の名所」として知られてきた認定ストーリー全体をPRするものとする。その中でも特に姨捨棚田や長楽寺で行われる「お月見」を体験できるような演出を入れること。
- ・VRの強みを生かした時間・空間の転移等の演出により非日常体験ができるコンテンツとすること。
- ・外国人観光客に配慮した内容とすること。（英語による案内は必須で、ナレーション、セリフの少ない映像構成など）

5. 業務内容

本業務の範囲は以下のとおりとする。

なお、業務の実施にあたっては、以下の業務内容を十分理解し、適切な実施体制でこれに臨むこととし、その具体的な手法は受託者が自らのノウハウを最大限活用して実施するものとする。また、国庫補助事業の公益性を認識し、適切な配慮を行うこと。

(1) VRコンテンツの制作業務

- ① 本業務の目的、VRコンテンツのコンセプトをふまえ、CGや音声・音楽等を加えた体験型コンテンツを制作すること。VR映像の視聴のみにとらわれることなく、XR（VR、AR等）を駆使した提案も可能とする。
- ② コンテンツは2種類以上の体験ができるようなものとし、利用者に最後まで見

てもらえる仕掛けと適正なコンテンツ量に配慮すること。

- ③ VRコンテンツの制作にあたっては、発注者の承認を得て制作すること。なお、監修を学識経験者に依頼し歴史考証等する場合は、提案価格の範囲内で行うこと。
- ④ 制作したコンテンツは、千曲市日本遺産センターに設置するヘッドマウントディスプレイ等の本業務で納品される機材にて視聴・体験が可能となる構成とすること。
- ⑤ 日本遺産「月の都 千曲」への誘客増加に繋げるため、VRコンテンツの広報用紹介動画を制作すること。
- ⑥ 外国人観光客に配慮し、ナレーションや字幕は英語版も用意すること。
- ⑦ コンテンツ内容については以下の項目を想定しており、「月の都」をメインとするが、必ずしもこれに限るものではなく、より魅力的なテーマ設定があれば提案書に記載すること。
 - ・万葉集「我が心なぐさめかねつ・・・」の歌
 - ・「田毎の月」「中秋の名月」「鏡台山から昇る月」「冠着山（姨捨山）を照らす月」
 - ・姨捨棚田
 - ・冠着山（ヒメボタル）
 - ・その他、日本遺産「月の都」のストーリーや構成文化財を参考にすること。
- ⑧ 本業務のなかで、納品後2年以内に映像のリニューアルを行うとする提案も可能とすること。

(2) 日本遺産センター内の視聴機材等の設置業務

- ① センターにVRコンテンツの視聴環境を設置するための必要な機材（ヘッドマウントディスプレイ等のウェアラブル端末、ヘッドフォン、その他簡易な視聴スペースの構築）を提案し、手配すること。なお、機材の選定、具体的な設置場所については、発注者と協議して決定する。
- ② VRコンテンツの同時視聴可能数は2～3名を想定している。
- ③ VRコンテンツにスタッフの人員配置は想定していないため、来場者が使用方法等を理解し、かつ混雑による回転率の悪化を防ぐよう、解説や案内の方法について提案し、必要な解説文や案内板を作成すること。また、これは外国人観光客にも対応したものとする。
- ④ 視聴機材等一式のセンター内への実際の配備は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら千曲市にて行うため、特別な工事を要せずに簡易に整備できる程度のものとし、整備手順について制作したマニュアルを付して指定の場所に納品すること。
- ⑤ 他の場所への持ち出しも可能となるような視聴機材とすること。

(3) 安全対策等

- ① VRコンテンツ視聴設備を導入した場合における、使用者の安全対策等について提案すること。

- ② VRコンテンツ映像特有の「VR酔い」や、ヘッドマウントディスプレイ等を用いた子どもの利用についての対応を提案すること。
- ③ 機材の盗難や損壊を防ぐためのセキュリティ対策を提案すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策や衛生面での対策について提案すること。

(4) 保守管理、その他付随する業務

- ① 完成後に必要となる運用・保守管理のマニュアルを作成すること。
- ② 必要と思われる保守管理経費を計算し提示すること。なお、保守管理経費が最小となるようVRコンテンツ・視聴設備全体の設計を工夫すること。
- ③ 概ね今後3年間、発注者が視聴可能人員を追加する場合に、機材の追加のみで対応ができるような仕組みとし、その際の手順もマニュアルに記載すること。

(5) 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

(6) 定期ミーティング

本業務の進め方の協議や進行管理、成果等について、常に発注者と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、原則として、業務開始から毎月1回以上、発注者に対して定期的に報告し、必要に応じ協議を行う。

6. 業務委託料の限度額

5,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

7. 成果品

以下の制作物を作成し、指定の場所に納品すること。なお、内容等詳細については、契約時に発注者と協議したうえで決定する。

- (1) 制作した映像・メインビジュアルを収録した光ディスク5枚（DVD・BD等）
- (2) VRコンテンツ視聴に必要な機材・備品一式
- (3) 事業実績報告書、マニュアル一式

8. 納入場所

千曲市日本遺産センター（長野県千曲市大字八幡4993番地1）

9. その他業務実施上の要件

(1) 業務方針

本業務を通じて、日本遺産「月の都 千曲」の歴史、魅力を効果的に発信し、日本遺産による観光誘客力を強化し、滞在時間の延長を図ること。

(2) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化する

こと。

(3) 事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、事業完了までのスケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(4) 事業実績報告書の作成

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

(5) 第三者が権利を有する素材の活用

業務を実施するにあたり、第三者が権利を有する素材（タレント等の著名人、音楽など）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他不随する業務全般を実施すること。

(6) 関係法令の遵守、ガイドラインの遵守・活用

受託者は関係法令及び千曲市条例等を遵守すること。業務にあたっては、以下のガイドライン等の内容に留意すること。

○文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン 平成29年度版
(文化庁文化財部伝統文化課)

○最先端ICT（VR/AR等）を活用した観光コンテンツ活用に向けたナレッジ集
(国土交通省官公庁観光資源課)

○VR等のコンテンツ制作技術活用ガイドライン 2018
(特定非営利活動法人映像産業振興機構VIPO)

○VRコンテンツのご利用年齢に関するガイドライン
(一般社団法人ロケーションベースVR協会)

(7) 企画提案内容の実施について

本プロポーザルは、業務を共に進める相手方を特定するために実施しており、企画提案の内容の実施については、発注者や千曲市と協議し、企画詳細の検討を行う。

10. 契約に関する条件等

(1) 再委託の禁止

受託者は本業務を一括して第三者に委任することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要な業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。一部業務を委託する際に発生する費用については、受託者の負担とする。

(2) 成果品の利用及び著作権

① 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに千曲市日本遺産推進協議会に無償で譲渡するものとする。

- ② 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ④ ①の規程に関わらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限なく利用することが難しい場合は、双方協議のうえ、成果品の利用期間及び態様の限定を行うものとする。

(3) 守秘義務

受託者（再委託を受けた者も含む。）は、本業務で知り得た情報を契約期間のみならず、契約終了後も、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の取得・保護・管理

本業務を通して知り得た情報は、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 15 年条例第 16 号）並びにその他関係法令等に基づき、適切な運用を図ること。

(5) 損害賠償責任

受託者は、本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

(6) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議のうえ、承認を得ること。

1 1. 報告及び検査

発注者は、本業務の履行状況その他必要な事項について、報告書を求め、検査を行うことができるものとする。なお、業務完了後において受託者による業務上の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は、全て受託者の負担とする。

1 2. その他

本仕様書に定めのない事項や解釈に意義が生じた場合は、双方で協議を行った上、決定する。